

監査報告書

地方独立行政法人府中市病院機構

理事長 多田敦彦 様

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人府中市病院機構の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第9期事業年度の業務及び会計について監査を行ないました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

私ども監事は、理事会その他重要な会議に出席する外、両監事で定めた業務の分担により、地方独立行政法人府中市病院機構監事監査規定に従い、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な文書を閲覧する等により業務及び財産の状況を調査し、事業報告書、財務諸表及び決算報告書につき検討を行いました。

また、理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等に関して、理事等から報告を求め、その有無を調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令等に従い、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) キャッシュ・フロー計算書は、法令等に従い、各活動区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 損失の処理に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 行政サービス実施コスト計算書は、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 決算報告書は、法令等に従い、予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても理事の義務違反は認められません。

令和4年6月20日

地方独立行政法人府中市病院機構

監事 浅田 勝彦

監事 岸田 光弘